

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
- 生活保護法による医療機関の指定
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良事業の認可(八件)
- 土地改良法による換地処分
- 解除予定の保安林
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 公 告 行政書士試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和五十四年六月鳥取県告示第五百十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉尾地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十四年五月三十日現在の地番による。)
大字吉尾 字コヨソネ	大字吉尾字コヨソネのうち九五の一の一部、九五の三の一部並びに九五の一から九五の三まで、九六及び九七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字吉尾字鴨名七四の一の一部
大字吉尾字鴨名	大字吉尾字鴨名のうち六九の一部、七〇の二、七三の一、七三の二、七四の一の一部及び七四の二以外の区域並びに大字吉尾字コヨソネ九五の一の一部及び九五の三の一部並びに九五の一から九五の三まで及び九六と一体をなす国有地の一部
大字吉尾字高岸	大字吉尾字高岸の全域、大字吉尾字鴨名六九の一部、七〇の二、七三の一、七三の二、七四の一の一部及び七四の二並びに大字吉尾字コヨソネ九六及び九七と一体をなす国有地

大字吉尾 字清水坂	有地の一部 大字吉尾字清水坂のうち二五二の一部以外の区域並びに 大字吉尾字堤谷二七三の一、二七三の三及び二七三の四
大字吉尾字堤谷	大字吉尾字堤谷のうち二七三の一、二七三の三及び二七三の四以外の区域
大字吉尾字机田	大字吉尾字机田のうち三〇〇の一部以外の区域、大字吉尾字清水坂二五二の一部、大字吉尾字北ノ前五七三の一部及び六〇一の一部並びに五七三及び六〇一と一体をなす国有地の一部並びに大字吉尾字畑ノ田六〇二の一部
大字吉尾 字北ノ前	大字吉尾字北ノ前のうち五四二の一部、五四二の二の一部、五四三の一部、五四三の二、五四四の一部、五四四の二、五四五の二、五七三の一部、六〇〇の一部及び六〇一の一部並びに五七三、六〇〇及び六〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉尾字伊勢路三四五の二の一部及び三四五の二と一体をなす国有地の一部、大字吉尾字御堂谷四九二の二、四九三、四九四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字吉尾字畑ノ田六一の一の一部、六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字吉尾 字伊勢路	大字吉尾字伊勢路のうち三四五の二の一部及び三四五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字吉尾字北ノ前五四二の一部、五四二の二の一部、五四三の一部

大字吉尾 字御堂谷	の一部、五四三の二、五四四の一部、五四四の二及び五四五の二 大字吉尾字御堂谷のうち四九二の二、四九三、四九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉尾 字畑ノ田	大字吉尾字畑ノ田のうち六〇二の一部、六一の一の一部、六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉尾字机田三〇〇の一部並びに大字吉尾字北ノ前五七三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字吉尾字金引	大字吉尾字金引の全域、大字吉尾字齊ノ木四五五の一並びに大字吉尾字金引谷四五七の二
大字吉尾 字齊ノ木	大字吉尾字齊ノ木のうち四五五の一以外の区域
大字吉尾 字金引谷	大字吉尾字金引谷のうち四五七の二以外の区域

鳥取県告示第九百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サクラ薬局	米子市末広町二番地	昭和五十四年十月十七日

鳥取県告示第九百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日野川左岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 都 田 清 一 米子市諏訪二七三

昭和五十四年一月二十三日病気のため退任

日野川左岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 生 田 房 明 米子市諏訪二〇二

昭和五十四年三月三十一日開催の総代会において選任され同年四月一日就任
任期昭和五十七年七月六日

羽合土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 荒 井 堅太郎 東伯郡羽合町大字長瀬一、四八八一

“ 磯 江 一 美 “ 田後八二四

“ 梅 田 利 康 “ 上浅津二八三一

昭和五十四年五月二十五日役員資格喪失により退任

羽合土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 岡 本 治 郎 東伯郡羽合町大字長瀬一、〇五〇一二

“ 三 村 春 己 “ 田後五七九一二

“ 出 西 親 恒 “ 上浅津三〇四

昭和五十四年十月一日開催の臨時総代会において役員補欠選挙の結果当選し、同日就任
任期昭和五十五年三月七日

会見地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 野 口 元 治 西伯郡西伯町大字福成一、三〇五

昭和五十四年十月四日開催の臨時総代会において選任され、同日就任
任期昭和五十七年一月二十六日

国光土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	小谷辰蔵	倉吉市国分寺三一四
"	伊藤光喜	福光三一四
"	松本幸男	国分寺二四〇
"	小谷礼次郎	二九四
"	大庭保	福光六一二
"	徳田早苗	四四二
"	早田重喜	横田七〇四
"	早田五兵衛	六九八
監事	小谷寿雄	国分寺二四〇
"	大下進	福光四二一
任期満了により退任		
国光土地改良区		
就任した役員の氏名及び住所		
理事	徳田早苗	倉吉市福光四四二
"	松本幸男	国分寺二四〇
"	小谷礼次郎	二九四
"	大庭保	福光六一二
"	早田重喜	横田七〇四
"	早田五兵衛	六九八
"	小谷仁良	国分寺二九六一
"	河本定雄	福光一二六一二
"	小谷寿雄	国分寺二四〇
監事	大下進	福光四二一

昭和五十四年五月二十一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、		
同月二十九日就任 任期二年		
花見東郷土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		
理事	鹿田英勇	東伯郡東郷町大字長和田六一九
"	中村奨	小鹿谷二四八
"	前田盤雄	引地三三五
"	森田保雄	川上九五五
"	徳田幸宣	田畑二五六ノ一
"	山田清晴	野花四八〇
"	岡本栄	門田三一九
"	徳井俊市	国信二〇四
"	岡本肇	門田三七六
"	鹿田近雄	長和田五八九
"	前田茂雄	小鹿谷一八四ノ一
"	足立春人	長和田五五一ノ六
"	清水滋雄	方面一八九
"	竹内三十二	佐美四九一
"	村崎時太郎	長江八〇六
"	森義雄	引地三二九
"	山崎義秋	埴見七六
"	榎本益美	方面一八三
"	下山勝一	高辻二五三

岡本一正 門田四〇二
 前田益蔵 田畑二〇
 清水政利 埴見一三八
 谷口節 小鹿谷一八三ノ四
 佐々木裕 野方二〇一四

任期満了により退任

花見東郷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 岡本肇 東伯郡東郷町大字門田三七六
 前田盤雄 引地三三五
 村崎時太郎 長江八〇六
 長谷川久士 野花四七五
 岡本一正 門田四〇二
 山崎義秋 埴見七六
 足立春人 長和田五五一六
 岡本良蔵 門田三四二一
 下山勝一 高辻二五三
 竹内苞 佐美二二八
 会見克明 長和田三二〇一四
 前田益蔵 田畑二〇
 森本正弘 八上八〇〇
 徳田幸宣 田畑二五六一
 市橋春海 小鹿谷一六

森美雄 引地三二九
 河本悦朗 小鹿谷四六六
 佐々木啓介 長和田六〇七
 徳井俊市 国信二〇四
 清水滋雄 方面一八九
 前田幸利 門田七六四
 榎本益美 方面一八三
 清水政利 埴見一三八
 森田寿信 川上八三九
 佐々木裕 野方二〇一四

昭和五十四年九月二十四日開催の総代会において総選挙の結果当選し、
 同年十月八日就任 任期四年

淀江宇田川地区土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 前田勇 西伯郡淀江町大字淀江九四八一三
 湯浅繁夫 八五八
 森田仲一 七二九
 渡瀬一郎 八二二
 生田仁 五三九一三
 堀口俊逸 六三六
 安藤善三 二四六一二
 谷田眞喜男 西原五一八
 村田守 六〇六

池口幸揚	田牧弘延	渡辺茂昭	松原勇	山根研次	野津升信	谷野昶	森田昭吾	森田時雄	岩垣開三	山根淳	泉一鑑	田原勇	龜山大吉	任期満了により退任	淀江宇田川地区土地改良区	就任した役員の名及び住所	理事	前田勇	湯浅繁夫	森田仲一	糀和友	生田仁	堀口俊逸
七二九	福岡二九四	一、〇四〇	福岡二八四	稻吉八八	一一八	高井谷一九四	中西尾二四五	二三〇	西尾原八三一	富繁一三	西尾原一四三	西原九五一	淀江九〇七		淀江宇田川地区土地改良区	西伯郡淀江町大字淀江九四八―三		八五八	九二九	八二八―四	五三九―三	六三六	

安藤善三	谷田眞喜男	細川忠雄	池口幸揚	田牧弘延	渡辺茂昭	松原勇	山根研次	野津升信	谷野和	森田昭吾	森田時雄	岩垣開三	山根淳	龜山大吉	田原勇	木島淳行	昭和三十四年十月十九日開催の臨時総代会において選任され、同月二十日就任 任期四年	鳥取県告示第九百七十六号	若桜町から申請のあつた町営土地改良(赤松地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい
二四六一二	西原五一八	三六二	七二九	福岡二九四	一、〇四〇	福岡二八四	稻吉八八	一一八	高井谷一九四	中西尾二四五	二三〇	西尾原八三一	富繁一三	淀江九〇七	西原九五一	西尾原一四八			

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十七号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(馬場地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十八号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(鴨部地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十九号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(西尾原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(西原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(西原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良（江尾地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（白地地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る吉尾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字竹ノ元上エ六二九、六三一、六三二、字北谷六〇四、六二五の一、六二五の二、六二七、六二八（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百八十六号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十四年十月十日	四三七	鳥取市美萩野 一丁目一八番五	株式会社鳥取銀行 末恒支店長	住所と同じ。

公 告

昭和54年10月14日に実施した昭和54年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和54年11月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

小谷 博	高橋 由之	高木 博子	長谷川 富義	谷口 和治
下 巖	鶴木 正行	波多野 和雄	菊谷 佳治	金崎 明雄
棚田 光雄	遠藤 一義	百毛 得雄	富山 由紀男	奥根 忠行
大尾 敏男	前田 重憲	梅山 哲人	田中 幹二	森本 浩志
長田 敏信	寺坂 正信	天野 秀人	尾崎 陽子	加藤 隆弘
山下 紀	南家 久光	土井 秀人	長井 仁志	錦織 義雄
瀬野 祐史	中嶋 朋子			

正 誤

昭和五十四年六月鳥取県告示第五百十八号(土地改良区の役員就退任について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	九	磯江伸寿	磯江伸寿